

県土整備部発注工事における工事情報共有システム（ASP）利用基準

1. 対象工事 県土整備部発注工事において、受注者発議による協議で決定する。
(建築工事を除く)
2. 適用 平成30年10月1日以降公告又は指名通知する工事
3. 対象書類 下表を参考に、「工事における事前協議チェックシート」により協議する。

書類名	ASP	ASPを利用する場合		備考	
		電子納品	紙		
工事打合簿	施工計画書	○	◎	×	
	施工体制台帳関係書類	×	×	◎	監督職員以外の確認が必要な書類
	再生資源利用計画書	○	◎	×	
	再生資源利用促進計画書	○	◎	×	
	再生資源利用実施書	○	◎	×	
	再生資源利用促進実施書	○	◎	×	
	CORINS登録内容確認書	○	◎	×	
	設計変更内容に関する指示・協議等	×	×	◎	監督職員以外の確認が必要な書類
	その他承諾・提出等	○	◎	×	上記以外
材料確認書	○	◎	×		
工事履行報告書	中間前払がある場合	×	×	◎	監督職員以外の確認が必要な書類
	中間前払が無い場合	○	◎	×	
確認・立会依頼書	○	◎	×		
施工検査確認書	○	◎	×		

○：対象（協議）、×：対象外又は不要、◎：必須

※上表を標準とするが、協議により対象書類の内容を変更してかまわない。ただし、その場合においても、電子と紙の二重提出は避けること。

※ASPの対象とした書類で紙も必要になった場合は、発注者が印刷する。

※契約・完成・支払い手続き書類、建設管理課に提出する書類、押印する必要がある書類でASPでの押印が対応していない書類等は、ASP対象外とする。

4. 添付ファイル 受注者がASPを利用して発議する場合、添付ファイルはPDF形式、添付ファイル数は1つを標準とする。
5. プロバイダー 国土交通省の機能要件（Rev4.0）を満たすプロバイダーとする。

プロバイダー名	青森県独自様式の対応状況
株式会社アイサス	
株式会社建設システム	一部対応
川田テクノシステム株式会社	
株式会社建設総合サービス	
株式会社現場サポート	対応済
東北インフォメーション・システムズ株式会社	対応済
株式会社ビーイング	対応済

※上表は、国土交通省の機能要件（Rev4.0）を満たすプロバイダーのうち、青森県にシステムを提供しているプロバイダーを掲載。

6. 費用 受注者が負担する。
7. その他 工事における事前協議チェックシート、特記仕様書の変更については別添のとおり。

<特記仕様書>

変更前

第7条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面(工事打合簿)により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

第8条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レッツbuyあおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、別表-3に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後別表-4に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査(工事段階検査……各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事は、建設副産物情報交換システム(通称COBRIS)以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1～3m程度の長さで切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を県土整備部整備企画課のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど、適正に処理すること。
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が250万円以上の工事の場合に限る。) 請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式(別表-1、2)により提出できる。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成	青森県が管理する道路(道路法に基づく道路)について、新設・改築・維持・修繕の舗装工事を行う際は「舗装工事における工事記録作成要領」に基づき工事記録を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(作成要領や提出様式の電子データ)の提供を受けること。

<特記仕様書>

変更後

第7条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面(工事打合簿)により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

第8条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レッツbuyあおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、別表-3に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後別表-4に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査(工事段階検査……各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事は、建設副産物情報交換システム(通称COBRIS)以下「システム」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1～3m程度の長さで切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を県土整備部整備企画課のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど、適正に処理すること。
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が250万円以上の工事の場合に限る。) 請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式(別表-1、2)により提出できる。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成	青森県が管理する道路(道路法に基づく道路)について、新設・改築・維持・修繕の舗装工事を行う際は「舗装工事における工事記録作成要領」に基づき工事記録を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(作成要領や提出様式の電子データ)の提供を受けること。
工事情報共有システム(ASP)について	工事情報共有システム(ASP)を利用する場合は、発注者と協議すること。 工事情報共有システム(ASP)利用基準 <整備企画課HP http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/ken-gijutsu.html >

変更前

変更後

青森県土木整備部発注工事における工事情報共有システムの利用に関する特記事項

1. 工事情報共有システムの利用

工事情報共有システムは、受注者がシステムの利用を希望し、監督職員の了解が得られた場合に利用できる。また、利用するシステムは国土交通省の機能要件(Rev4.0)を満たす下記プロバイダーから受注者が選択できるものとする。

○国土交通省の機能要件(Rev4.0)を満たすプロバイダー

	プロバイダー名	情報共有構築方法
1	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	ASP方式
2	株式会社アイサス	ASP方式
3	株式会社建設システム	ASP方式
4	川田テクノシステム株式会社	ASP方式
5	株式会社建設総合サービス	ASP方式/サーバ方式
6	株式会社現場サポート	ASP方式
7	東北インフォメーション・システムズ株式会社	ASP方式
8	日本電気株式会社	ASP方式/サーバ方式
9	株式会社ビーイング	ASP方式

削除

2. 書類の提出

別表-5のうち、提出の対象となっている書類及び受発注者間の協議に基づいて工事情報共有システムによる提出の対象とされた書類は全て工事情報共有システムによって提出するものとする。また、工事情報共有システムによって作成された書類は全て「青森県電子納品運用ガイドライン(平成23年6月)」に基づく形式で電子納品を行うこと。

3. 費用の負担

工事情報共有システムの利用に関する経費は、受注者の負担とする。

4. 検査時の取扱い

工事情報共有システムにより提出された書類については、電子納品の成果品を用いて検査を行うこととする。

5. その他

アンケート調査等があった際は協力すること。

【別表-5】工事情報共有システム対象書類一覧

格納フォルダ	サブフォルダ	納品データ名	打合せ簿情報		作成時期	工事情報共有システム ○対象 △：協議	電子納品電子検査 ○：対象 △：協議	紙提出 ○：必要 ×：不要
			打合せ簿種類	管理区分				
DRAWINGS		発注図			着工前	△	△	○
	SPEC	特記仕様書			着工前	△	△	○

削除
(別表-5削除)

※別表-5全部削除(上表は別表-5の一部のみ表記)